

平成25年度第1回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成25年5月30日（木曜日）16時00分～16時45分
- 2 場 所 大和市役所 会議室棟2階 201会議室、202会議室
- 3 出席者 委員 15人
（中林会長、野澤職務代理、栗山委員、中川委員、松本委員、大波委員、鳥淵委員、二見委員、山本委員、沼田委員、臼井委員、小川委員、神山委員、古谷田委員、菅原委員については大和警察署から宗廣 中氏が代理出席）
事務局 7人
（街づくり計画部長、他担当3人 関連課3人）
- 4 傍聴人数 1人
- 5 議 題 1) 大和都市計画道路の変更について（中間報告）
- 6 会 議 録 別紙のとおり
- 7 会議資料 1) 大和都市計画道路の変更について（中間報告）
・・・【資料1】

<議題>

1) 大和都市計画道路の変更について（中間報告）

<結果>

(1) 大和都市計画道路の変更について中間報告を行った。

<審議経過等>

(1) 大和都市計画道路の変更について（中間報告）

～事務局の説明～

(委員)

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

(委員)

資料1の4ページの意見の募集（パブリックコメント）の結果を見ると意見がなかったとなっている。この意見の募集にあたって、戸別訪問説明のときに意見を述べた人のところへ伺いに行ったのか。意見を述べた人は都市計画道路として制限がかかっている状態で不満や不安があったかと思う。決められたことを進めていくのは良いが、対話に向けて、意見を募集するのではなく意見をもらいに行くという姿勢が必要だと思うが市はどう考えるのか。

(事務局)

昭和36年に都市計画決定してから50年以上制限をかけてきたことから、今回の都市計画道路の一部区間の廃止にあたっては戸別訪問により1軒1軒回り、権利者に対しより丁寧な説明を心がけた。この戸別訪問により得た意見は4ページの(2)これまでににおける意見に示したとおりである。

意見の募集（パブリックコメント）では都市計画道路の見直しの考え方に対する意見を広く全市域に求めたが結果は意見なしとなった。

(委員)

意見の募集（パブリックコメント）の方法はどうしたのか。

(事務局)

周知方法は市のホームページと広報やまで行った。資料は市の情報公開コーナー、各連絡所、各生涯学習センター、各コミュニティセンターに置き、3月1日から4月1日まで意見募集を行った。

(委員)

2ページの(6)（注：三ツ境下草柳線の廃止区間）を廃止区間とするのであれば(5)（注：三ツ境下草柳線の存続区間）も廃止区間とならないのか。また、廃止区間について仮に事業を実施したら費用はいくらかかるのか。

(事務局)

(5)（注：三ツ境下草柳線の存続区間）の区間は、必要性、既存ストックの有効活用、事業実施の見込みといった観点からの総合的な評価に加え、横浜市の都市計画道路三ツ境下草柳線と接続しており、横浜市との調整を踏まえ廃止としなかった。今回は必要性が低下した、福田相模原線以西の区間である(6)（注：三ツ境下草柳線の廃止区間）を廃止とする。

次に廃止区間(6)（注：三ツ境下草柳線の廃止区間）を仮に整備した場合、事業費は約22億円になると試算している。延長380mで建物は35棟ある。この事業費は平成24年度の都市計画道路の事業費を参考にして積算したものである。

(委員)

3ページの上の図（注：廃止路線の概要）で途中が中膨らみになっている。小田急線を跨ぐとこ

ろが立体交差で幅員が広がっている所は側道部分である。

下の図（注：廃止区間詳細図）で廃止区間になっている 5 差路の交差点で福田相模原線の隅切りは残すのか。

（事務局）

5 差路の交差点の隅切りは残す。

（委員）

既存の道路があるので隅切りは将来整備するということか。

（事務局）

既に現況は整備が済んでいるが、都市計画として、5 差路の交差点の隅切りは残す。

（委員）

3 ページの下の図（注：廃止区間詳細図）だと福田相模原線に細い点線が見えるがこれは歩道か。

（事務局）

現状は歩道になっている。

（委員）

2 ページの図の(5)（注：三ツ境下草柳線の存続区間）と(7)（注：水窪座間線の存続区間）は隣接市との関係で存続となったと思う。都市計画図を見ると隣接市は道路ができていない。隣接市はいつ整備するのか。

（事務局）

(5)（注：三ツ境下草柳線の存続区間）の隣接市は横浜市である。横浜市はすでに整備を進めていて現在相鉄線瀬谷駅の北口を整備中である。横浜市でも都市計画道路の見直しを行い、この路線については大和市のところまで整備することになっている。

(7)（注：水窪座間線の存続区間）の隣接市は座間市であり何度か協議を行っているが座間市の見直し作業は途中である。座間都市計画道路 3・5・1 町田厚木線、通称行幸道路と座間都市計画道路 3・4・4 座間大和線、通称座間街道による渋滞が問題となっており大和市と相模原市の都市計画道路を頼ってこの渋滞を解消したいと考えている。こうした交通網の観点から存続とした。

（委員）

座間市の見直しの結論が出た段階で大和市も再検討する余地はあるのか。

（事務局）

座間市も存続の方向で検討している。従って座間市と大和市を繋ぐネットワークを形成している路線として存続のままとする考えである。

（委員）

2 ページの(7)（注：水窪座間線の存続区間）について、大和市側は調整区域だが座間市側は何か。

（事務局）

座間市側は市街化区域である。

（委員）

(7)（注：水窪座間線の存続区間）が繋がらないと意味がない。南北に繋がらないことになる。

他に質問、意見がなければ大和都市計画道路の変更の中間報告に関して、今までの意見を踏まえ今後事務局に手続きを進めてもらうことと本年 11 月に当審議会に諮問される予定であることについて了解していただけるか。

（委員一同）

異議なし

(委員)

では、事務局でそのように手続きを進めていただきたい。
以上で本日の審議は終了とする。

～以上～